

特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

(昭和 52 年 12 月 26 日 県告示第 683 号)

区域の区分	時間の区分	
	昼 間 〔 午前 7 時から 午後 7 時まで 〕	夜 間 〔 午後 7 時から 午前 7 時まで 〕
第 1 種 区 域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種 区 域	70 デシベル	65 デシベル

(備考)

1. 規制基準は、特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。
2. 第 1 種区域及び第 2 種区域に所在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50 メートルの区域内における規制基準値は、それぞれの基準値から 5 デシベルを減じた値とする。